

令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸部門の温室効果ガス排出量を削減し、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、県民の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）の導入を支援するため、令和8年度滋賀県次世代自動車普及促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が実施する令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。

2 補助金の交付については、令和8年度滋賀県次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(財団補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 財団補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

3 財団補助金は、1件の財団補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。

4 財団補助金は、1人の財団補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。

(財団補助対象事業者)

第3条 「財団補助対象事業者」（以下、申請者という）とは、財団補助対象事業を実施する者のうち、県内に住所を有する個人（個人事業主を除く）であって、次のいずれにも該当する者とする。

ア 滋賀県の県税に未納がない者

イ 過去に淡海環境保全財団次世代自動車導入促進事業補助金または淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金において次世代自動車の補助を受けていない、また県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていない者

ウ 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(交付の条件)

第4条 補助金の交付は、補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を希望する者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月10日までに財団に提出しなければならない。（令和9年2月10日17時15分（財団終業時間）までに財団に到着したものに限り受け付ける。）

- (1) 支出証拠書類（請求書および領収書等）の写し（リース契約の場合は不要）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 県税事務所で取得できる納税証明書（未納がないことの証明）
- (5) 太陽光発電システムの電力が住宅で使用されていることがわかる書類（電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）を購入する場合）
- (6) V2Hが居住する住宅で使用されていることがわかる書類
- (7) （リース契約の場合）リース契約書の写し
- (8) その他財団が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の受付は、県補助金の範囲内において先着順に行うが、県補助金の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限り。）し、翌日以降の補助金交付申請書は返却する。

また、県補助金の範囲を超えた受付日に提出のあった補助金交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は財団補助金交付申請書を返却する。

（補助金の交付決定）

第6条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、交付すべきと認めた日から30日以内に補助金交付決定通知書（様式第2-1号）により、交付申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 財団は、前項の交付の決定に際して、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。

3 財団は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第2-2号）により、交付申請者に通知するものとする。

（事業の開始時期および完了日）

第7条 申請者は令和8年4月1日以降に事業を開始し、令和9年1月31日以前に事業を完了しなければならない。

2 前項の場合において、事業の開始時期は車両の初度登録日とし、事業の完了は購入代金の精算完了日とする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は精算払いとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面(様式第3号)を財団に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 財団は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条の規定による交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより財団の指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の返還)

第11条 財団は、前条の規定により財団補助金の交付決定を取り消した場合において、既に財団補助金が交付されているときは、申請者に対し、財団補助金の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第12条 財団は、申請者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(手続代行者)

第13条 申請者は、第5条第1項の補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

- 2 申請者は、前項の委任を行う場合は、様式第1号において代行者に係る情報を記載しなければならない。
- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ申請者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って適切に取り扱うものとする。
- 4 財団は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第14条 申請者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る取得財産等を財団補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第4号)を財団に提出し、その承認を受

けた場合は、この限りでない。また別表3に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 財団は、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第19条第2項に基づき、知事の承認を受けるものとする。
- 3 財団は、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、申請者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、申請者に対して、通知するものとする。
- 4 財団は、前項の規定により承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を財団に納付させることができる。
- 5 財団は、前項の規定により申請者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

(データ等の提供)

第15条 財団は、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、申請者に対し、次世代自動車の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

- 2 申請者は、財団が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助事業の公表)

第16条 財団は、補助事業内容や効果等を公表することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財団が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の事業から適用する。

別表1 補助対象経費および補助金の額（第2条関係）

補助対象経費	別表2に定める次世代自動車の購入またはリースに要した経費。								
補助金額	次世代自動車の種類によって、補助金額を下表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>次世代自動車の種類</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 (EV)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車 (PHV)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車 (FCV)</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	次世代自動車の種類	補助金額	電気自動車 (EV)	10万円	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	10万円	燃料電池自動車 (FCV)	20万円
次世代自動車の種類	補助金額								
電気自動車 (EV)	10万円								
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	10万円								
燃料電池自動車 (FCV)	20万円								

別表2 次世代自動車の条件（別表1関係）

製品名	要件	補助要件
電気自動車 (EV)	<p>1. 別に定める期間内に初度登録された新車であること。</p> <p>2. 初度登録された日に、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象車両※1であること。</p> <p>3. 県内の販売店で購入またはリースされていること。ただし、県内の販売店で購入またはリースに係る手続きを行うが、売買契約等を県外に所在する本社等と締結し、購入代金相当額が県内の販売店に還元される場合にあってはこの限りではない。</p>	<p>使用する本拠にある住宅に太陽光発電システムおよびV2H※2を次世代自動車と併せて導入し、または既に導入していること。</p>
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	<p>4. 県内に使用の本拠の位置を置くものであること。</p> <p>5. 次世代自動車からの買い替えでないこと。</p> <p>6. 代金の支払いが完了している、または全額支払いの手続きが完了していること。</p> <p>7. 申請者が自動車検査証に所有者および使用者であることが記載されること。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りでない。</p> <p>イ 自動車検査証上の所有者がリース会社等で、使用者が当該車両のリースを受ける者である場合。</p> <p>ロ 有権留保付ローン購入において、自動車検査証上の</p>	<p>使用する本拠にある住宅に太陽光発電システムおよびV2H※2を次世代自動車と併せて導入し、または既に導入していること。</p>

燃料電池自動車 (FCV)	所有者が自動車販売会社またはローン会社等である場合。この場合、使用者を申請者と見做し、当該年度内に補助金の額以上に車両代金を負担していることを要する。	使用する本拠にある住宅にV2H※2を次世代自動車と併せて導入し、または既に導入していること。
---------------	---	--

- ※1 対象車両に、超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車は含まれません。
- ※2 次世代自動車に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流交換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。

別表3（第14条関係）

下表に該当しない車両の場合は個別に判断する。

区分・種類			処分制限期間
自家用車両 (※)	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	4年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	4年

※ 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

令和 年(年) 月 日

(宛先)

公益財団法人淡海環境保全財団理事長

令和8年度 次世代自動車普及促進事業補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり同要綱第10条各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同要綱第10条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 申請者情報

郵便番号	-	住所	
フリガナ			
氏名			
電話番号	-	-	

2 申請要件等の確認

私は、以下の申請要件等の内容を確認し、了承しました。
 ・令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入が一切ないこと。

3 自動車販売店担当者（代行申請の場合）

郵便番号	-	住所	
会社名		店舗名 ・部署	
フリガナ			
氏名		電話番号	- -

販売店担当者が、申請者に替わり、申請に関する一切の連絡先となることを希望する場合は、以下をチェックしてください。

自動車販売店担当者が、手続代行者として、補助金申請に関する一切の窓口となることを希望します。

様式第1号（第5条第1項関係） その2

4 申請車両・申請金額

	メーカー名	車名・グレード	型式	車台番号	EV/ PHV/ FCV	補助金額		
1							円	
2							円	
車名・グレードは、国補助の補助対象車両一覧の記載と完全に一致させてください。				申請車両数		台	交付申請額合計	円

※補助金額は、1台あたり以下の表のとおり

EV/ PHV	100,000円	FCV	200,000円
------------	----------	-----	----------

5 補助金振込先（※口座名義人は、必ず申請者と同一としてください。（ご家族の口座や定期預金口座は不可とします。）

金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名				支店コード (数字3ケタ)			支店名				預金種別（該当に☑）				
															<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/>		
口座番号								口座名義人（カタカナ）											

様式第1号（第5条第1項関係） その3

6 リース契約の場合、以下□をチェックし、リース契約書のコピーを添付してください。

リース契約です。

リース期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
リース金額	総額・月額 _____ 円

7 購入またはリースに係る手続きを県内の販売店で行い、売買契約等を県外の本社等と締結した場合はその理由を記載し、購入代金相当額が県内の販売店に還元されたことがわかる書類を添付してください。

8 太陽光発電システムに関する情報（FCVの場合は不要）

モジュールのメーカー	
モジュールの型式	
設置年月日	

9 V2Hに関する情報

メーカー名	
型式	
製造番号	
購入年月日	

10 太陽光発電システム・V2H申請予定の有無

次世代自動車を購入された方で太陽光発電システム・V2Hの補助金を申請される方は、チェックしてください。

※太陽光発電システム・V2Hの補助金申請に際して要件がありますので、必ず事前に確認の上、申請手続きをしてください。

淡環 第 号
令和 年（ 年） 月 日

（宛先）

様

公益財団法人淡海環境保全財団
理事長

（公印省略）

令和8年度次世代自動車普及促進事業補助金の交付決定について

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和8年度次世代自動車普及促進事業補助金については、令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 交付要綱第6条第2項に規定する「別記」の条件

補助金の交付条件

（全般的遵守事項）

- 1 申請者は、令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか関係法令等に従わなければならない。
- 2 申請者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 申請者は、取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財団の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、財団の承認を受けて処分制限財産の処分を行ったことにより収入があったときは、その収入の全部または一部を財団に納付させることができる。

（交付決定の取り消し）

- 4 申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、財団は交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。なお、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金等の返還を命じるものとする。
 - （1）この要綱に違反したことにより財団理事長の指示を受け、この指示に従わないとき
 - （2）補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
 - （3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
 - （4）前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

様式第2-2号（第6条関係）

第 号
令和 年（ 年） 月 日

（宛先）

様

公益財団法人淡海環境保全財団
理事長

令和8年度次世代自動車普及促進事業補助金の不交付決定について

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和8年度次世代自動車普及促進事業補助金については、令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので、通知します。

記

不交付とした理由

令和 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

令和8年度次世代自動車普及促進事業補助金における交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、令和8年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

令和 年（ 年） 月 日

（宛先）

公益財団法人淡海環境保全財団
理事長

〒
申請者住所
氏名
電話番号

令和8年度次世代自動車普及促進事業補助金財産処分承認申請書

令和 年度次世代自動車普及促進事業補助金により取得した（効用の増加した）財産を処分したいので、令和 年度淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および車体番号

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類